

長野県職員の賠償責任に関する監査結果（概要）

平成 30 年（2018 年）2 月 19 日

1 監査の請求

平成 29 年 9 月 12 日付けで知事から提出された監査請求書を、同日、受理した。その要旨は次のとおりである。

大北森林組合等による補助金不適正受給事案に関し、県は、国から 353,045,434 円の加算金（以下「本件加算金」という。）を課せられた。

本件加算金については、その原因たる不適正な補助金（以下「本件補助金」という。）の交付決定と相当因果関係があるものに関し、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の対象となる職員（以下「財務会計職員」という。）において、①決裁時、調査野帳に一見明白な不備があり、かつ、現場写真等によりしゅん工が確認できないにもかかわらず書類の確認を怠って、また、②財務会計職員が現地調査を実施した箇所については不適切な検査結果と知りながら、それぞれ交付決定をした案件につき重大な過失があると考えられる。については同条第 3 項により、その事実の有無についての監査並びに賠償責任の有無及び賠償額の決定を求める。

一方、財務会計職員に該当しない職員（以下「非財務会計職員」という。）には、本件補助金交付申請時に未完了のものがある可能性を認識しながら未施工の箇所について交付決定を行わせたこと、また、事業が実施されると考えていたとしても、事後的に現地調査を行うなどの進捗管理を行わなかった案件につき、責を問うべき過失があると考えられる。これら非財務会計職員についても、賠償請求を検討すべき損害に財務会計職員のそれと同じものがあることから、地方自治法第 199 条第 6 項により、その事実の有無並びに賠償責任の有無及び賠償請求すべき額についての監査を求める。

2 監査の実施

平成 29 年 9 月 12 日から平成 30 年 2 月 19 日まで、県から提出された資料の精査のほか、財務会計職員及び非財務会計職員（以下両者を併せて「監査対象職員」という。）等から、監査委員及び事務局職員が聴取等を行うなどして監査を実施した。

3 監査の結果

(1) 監査対象職員の賠償責任の有無及び賠償額について

監査対象職員には、いずれも県に対する賠償責任があると判断する。その賠償額は次の表のとおりとすることが相当である。なお、同表記載の賠償額に、本件加算金支払日から支払い済みに至るまでの年 5 分の割合による遅延損害金を加算する。

区分	職員の氏名等	賠償額（円）
財務会計職員	A元課長	456,966
	B元係長	453,578
	C元係長	3,387
	D元係長	31,704
非財務会計職員	E	1,043,528
	F	859,933
	G	354,072
	H	312,107
	I	622,157
	J	314,451
	K	53,194

(2) 監査により認められた事実

[Dを除く財務会計職員]

財務会計職員のうち、A及びCにあつては監査対象とされた案件の一部の、Bにあつては全部の本件補助金交付決定に係る決裁書類について、調査野帳の添付がなく、又は添付されていても記載事項が未記入で、かつ、写真及び測量データの添付も認められなかった。

また、これらの職員はいずれも、決裁時、起案文書に添付された大量の調査調書のなかから数件を選んで内容を確認し、決裁を行っていた。

[Dを含む非財務会計職員]

財務会計職員のうちD及びGを除く非財務会計職員にあつては、監査対象とされた全ての案件が、本人が造林事業担当者（E及びF）又は調査員（※）として担当し、かつ、林務部の調査により未施工と確認されたものであった。また、Gにあつては、監査対象とされた全ての案件が、林務部の調査により未施工と確認されたものであった。

調査員には、本件補助金交付申請に係る森林作業道の開設・敷砂利等は全件を、植栽や間伐等は場合により一部を抽出して現地調査を実施することが義務付けられていたが、その実施状況は監査結果報告別表のとおりであり、現地調査をすべきであったにもかかわらず、実施されなかった案件があった。また、このほかにも、全ての案件について書類検査を実施すべきことが規程により定められていたが、これを適正に実施していた者はいなかった。さらに、これらの職員はいずれも、現地調査が未実施又は不十分であった箇所を事後的に現地確認するなどの進捗管理を行っていなかった。

(3) 理由及び責任負担割合

Dを除く財務会計職員には、一見して瑕疵を視認できる書類を看過し、職員へ必要な指示を与えなかったことに、重大な過失があるといえる。

Dを含む非財務会計職員には、調査員として現地調査を行うべきであったのに行っていない案件についてはそのこと自体に、また、現地調査を行った案件については書類検査を適正に実施しなかったことに、重大な過失又は責を問うべき過失があるといえる。なお、自らは調査員と特定されないとのGの主張は、採ることができない。さらに、E及びFには、造林事業担当者として必要な確認を怠ったことに、責を問うべき過失があるといえる。

以上を踏まえた、同一の損害に対する監査対象職員間の責任負担割合は、次の表のとおりとすることが相当である。

職員の区分	①③⑤の職員の 責任負担割合	②④⑥の職員の 責任負担割合
①元課長：②元係長	2分の1	2分の1
③財務会計職員：④非財務会計職員	2分の1	2分の1
⑤造林事業担当者：⑥調査員	10分の1	10分の9

(4) 信義則に基づく賠償請求の制限等

本件加算金が課せられた直接の契機は、以上にみたような監査対象職員の実態であるが、職員の中に大北森林組合等の架空申請を認容していた者は認められなかった。一方、監査対象職員は、国予算の急増を背景に、県が掲げた森林の間伐目標を達成するため、独自の方法により組織的に取り組んだものの、この目標が必ずしも実情を踏まえたものとはいえなかった面もあり、その達成は、少人数で対応する職員にとって過重な負担となった。また、このとき県も、監査対象職員が置かれたこのような状況を正確に把握せず、人員増を図るまでに至らなかった。こうした経緯が、大北森林組合等の架空申請を招く遠因となったともいえる。

以上のことから、本件加算金に係る賠償責任を監査対象職員にのみ負わせることは、損害の公平な分担という点からみて均衡を失するものであり、県による賠償請求も、信義則上相当と認められる限度においてのみ許容され则认为。

そのうえで、上記の諸般の事情を総合的に勘案すると、県が請求しうる賠償額は、財務会計職員に対しては、監査対象とされた案件に係る本件加算金相当額から、事業主体等への請求分と、上記の責任負担割合による他の職員の負担分を控除した額の10分の1とすることが、非財務会計職員に対しては、同じくその額の20分の1とすることが相当である。

(※) 造林事業担当者・調査員

「造林事業担当者」が補助金交付申請書類を受け付けて内容を確認したのち、他の職員（「調査員」）にその申請に係る事業の実施状況の調査を依頼する。造林事業担当者も、自ら調査員となりこの調査を実施する。造林事業担当者は、調査員から提出された調査結果をとりまとめ、補助金交付決定の起案等の手続を進める。